

滝川市 保育所の 保育料 負担区分表

利用者負担の所得階層区分の決定は、市民税所得割課税額を基に区分します。

税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）は適用されません。

- ・ 4～8月分は平成26年度市民税課税額～平成26年5月に発行された納税通知書等（特別徴収額の決定など）をご確認ください
 - ・ 9～3月分は平成27年度市民税課税額～平成27年5月（予定）に発行される納税通知書等をご確認ください。
- （6月の賦課決定後に9月分からの利用料の見直しを行います）

（単位：円）

階層区分	定義	保 育 料（月 額）			
		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0		0
第2	市民税非課税世帯	8,000	7,800	5,000	4,900
第3	市民税所得割課税額 48,600円未満	17,500	17,200	14,500	14,200
第4	市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,500	24,000	23,500
第5	市民税所得割課税額 169,000円未満	40,000	39,300	37,000	36,300
第6	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,500	53,500	45,000	44,200
第7	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	70,700	45,000	44,200
第8	市民税所得割課税額 397,000円以上	72,000	70,700	45,000	44,200

◎ 母子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯の場合は、下記の表により計算することとなります。

（単位：円）

階 層 区 分	保 育 料（月 額）			
	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0	0	0	0
第3階層	16,500	16,200	13,500	13,200

◎保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等（以下、「保育所等」とします）を利用しているきょうだいがいる場合は、下記の表により計算することとなります。

ア 保育所等を利用している児童のうち、年長者（該当者が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表に定める額
イ 保育所等を利用している児童であってア以外の児童のうち、年長者（該当者2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表の2分の1の額
ウ 保育所等を利用している児童であって、ア、イ以外の児童	無 料

◎ 延長保育（中央・二の坂・一の坂及び花月保育所にて実施。）に伴う料金は、月額2,500円となります。（ただし、第1階層に該当する場合は全額免除、第2階層に該当する場合は、月額600円となります。）

※ 3歳以上児については、上記保育料のほか給食費として、階層区分にかかわらず月額1,600円が加算されます。